

# 八 日記・年代記

## 1 「諸色覚日記」 田井和男氏蔵

- 一 寛文拾参丑ノ歳迄 但シ、延宝元年ニ成ル、
- 一 延宝九酉ノ歳迄 但シ、天和元年ニ成ル、
- 一 天和四子ノ歳迄 但シ、貞享元年ニナル、
- 一 貞享五辰ノ年迄 但シ、元禄元年ニ成ル、
- 一 元禄拾七申ノ歳迄 但シ、宝永元年ニ成ル、
- 一 宝永八卯ノ歳迄 但シ、正徳元年ニ成ル、
- 一 正徳六申ノ歳迄 但シ、享保元年ニ成ル、
- 一 寛文拾壹亥極月十七日ニ我等香住村へ参ル、
- 一 亥ノ冬ヨリ雪も不降、明ル子ノ正月廿二日迄ハ天氣能、草履道ニテ有之候処ニ、廿三日ノ朝ヨリ雪降出

シ大雪ニ罷成、廿四日ニハ往来止り、愛宕参詣も不成、雪ノ積リ降立テ七尺ヨリ八尺迄、

「此時、河谷村ヨリ養子ニ来ル、初、彦十郎、後惣左衛門と改」

一 子ノ七月五日ニ大雨ニテ、六日ヨリ洪水、四月間故敷中稻まで大形出揃(力)、晩稻(蛭口。出穂口)ひるぐちくらいニテ候処ニ、右ノ水ニテ晩稻穂ニ不出大分悪作、其秋免奉行遠山吉左衛門殿・鷹司新左衛門殿、

一 丑ノ春ヨリ我等身上ニ付、養父と及出入ニ、同八月十一日ニ実父出石会所へ出ル、其節ハ御家老小出勘左衛門殿・同兵大夫殿、勘定高畑庄兵衛殿・竹田弥左衛門殿、御郡代大崎金左衛門殿・松原伝右衛門殿、御目付安見勘丞殿(之脱カ)・杉原次左衛門殿、此衆中列座ニテ評判ノ上、禄高六拾石家財諸色共、証文ノ通、実父利分ニ被仰付、併養父借銀米ハ我等返弁申筈、其員数ノ事、

一本米六石米や彦太夫・同三石五斗いなばや新助・同

四石五斗井上弥三右衛門・同六石駄坂村三郎右衛門

・同五石手辺太郎兵衛・子ノ不納米四石三斗・御種

子貸シ式石杓斗、米ノ三拾杓石四斗、

一本銀百貳拾匁三宅村茂右衛門・同百五拾匁立石村九

郎右衛門・同五拾匁香住村惣右衛門・同百匁天王銀、

本銀ノ四百貳拾匁、

右銀米共ニ本分ニテ丑寅兩年ニ返弁申管、外ニ米貳

拾石手辺米、此分ハ太郎兵衛と此方相對次第ニ返弁

申管ニ被仰付、右ノ通八月十三日ニ落着、双方退散

仕ル処ニ、其後養父此方分六拾石ノ内ニテ、下作米

五石式斗九升引取并かわた新田横枕地崎かわた山境

ニ理不尽申懸ケ候ニ付、又寅ノ四月ニ実父方ヨリ書

付指出、九月十七日ニ会所へ被召出、双方対決迄被

仰付、則引取、下作米御郡代大崎殿ヨリ御取立被遣

候様ニとの御意、尤新田地崎山境共ニ此方利分、養

父(儀、以下同)義急度可被仰付候へども、親子相ノ儀故、御宥免

被遊候との御意ニ、九月十八日ニ相濟、其節大庄屋

片間村六郎右衛門・宮内村久兵衛、

一子ノ九月十四日ニ若殿(小出英安)備前様御前相撲、宮内觀音堂

ノ庭ニテ有ル、大関豊岡うき舟・相田村たうづぎ、

浮舟勝、関脇八鹿ノ荒岩・豊岡ねぢかね、豊岡勝、

小むすび駄坂村權太夫・豊岡はやふね、權太夫勝、

「權太夫ハ古川五郎兵衛、先祖名ノリヲ古川ト云」

一丑ノ五月十三日ニ大雨、明ル十四日ニ洪水、立石村

北浦山ノ立テ岩隠ル程ノ水也、大分ごミ入ニ成、永(長、

谷香住ノふけ、立石分かわた口のあたり迄種ヲ蒔、

其秋免奉行前野三郎左衛門殿・板坂新五左衛門殿・

松岡角左衛門殿、其暮米相場六拾杓式匁迄、

一修理(不出吉重)様、延宝貳年寅正月十八日ニ御逝去、

寅ノ八月九日ヨリ明ル十日ノ晚迄大風ニテ、指テ雨

ハ不降候へども、洪水ニ成、水岡共夥敷悪作、其秋

ノ免奉行永谷善右衛門殿・前田権兵衛殿・板坂新五左衛門殿、明ル卯ノ春飢震ニテ大分死人有り、丑寅兩年ノ不納米、延宝六年ノ歳本米ニテ三ヶ二被召上、残り米ハ年符ニ成ル、

一 延宝貳年ニ札遣始ル、是ハ若狭屋八右衛門と云者、(藩札發行)

以前ハ岡田八郎右衛門殿ニ草履取勤罷有、其後魚屋

町ニテ木屋八右衛門と云テ有シが、程なく御用聞ニ

罷成、屋号も若狭屋と改ル、此者もくろミニテ札遣

ニ成ル、同暮米直段六十七八匁、(匁、以下同)

一 延宝三卯六月ニ備前様御家督ノ御入部被遊、同八月

十三日ニ福成寺ニテ御相撲有り、此秋ハ六ツ巻歩ノ

土免ニテ御検見不請、

一 同辰ノ春、豊岡ノ小頭伝右衛門と云者、火付ノ工ミ(食、以下同)

致たる事頭、火あぶりニ逢、此時見物ニ参ル、則豊

岡堀川端ニテ、

一 同シ歳、安良村七郎兵衛女、夫寝首ヲ切り、奉行所

評判ニ成ル、右ノ女袴(狭)座村ノ者なりしが、同村源兵衛と云者と密通有之、右ノ仕合、それニ付源兵衛、女共ニ打首、七郎兵衛ハ疵平癒して世間動ル、

一 同シ秋も土免ニテ埒明ク、同夏米直段八拾巻匁致シ

候処ニ、右若狭屋才覚ニテ他所米ヲ入レ、七十三匁

ニ成、

一 巳ノ歳、内匠殿・兵太夫殿仕置役御免ニテ家老職迄、

替リニ岡田市郎左衛門殿・後藤新兵衛殿・小出安太

夫殿・村岡市兵衛殿・山田甚五左衛門殿、此五人衆

へ仕置役渡ル、出石郡桜井七兵衛殿・養父遠山吉左(郡、以下同)

衛門殿・氣多片岡源太夫殿・美含永谷善右衛門殿、

此四人へ郡奉行被仰付、則右四人衆ニ御目付衆老人

ツ、被相添、出入評判有り、此歳も土免、

一 大岡寺(旗本杉原家知行)・八代領との山論、彦坂九平治様御見分ニテ

大岡寺利分ニ成ル、此論所ノ内ニ田有り、新田古田

の諍仕候へバ、九平治様被仰候へ、貳拾年ヨリ内ニ

ハ草ノ根不腐物ニ候間、畦ヲ打返シ候様ニとの御意故、打返シ候ヘバ、草ノ根髓ニ有之、大岡寺申分ノ

通新田ニ極ル由、

一 西ノ下報意と石黒九郎左衛門と祢布村分田地ノ出入、出石ニテ報意非分ニ被仰付候所ニ、江戸へ報意罷下り候との儀ニテ、備前様御帰城ノ節待受、さめがいニテ御目安差上ゲ申ニ付被召連、報意も出石へ参、早速役人中へ被仰付候テ御吟味有之候処ニ、右出石ニテ被仰付、落着ノ趣明白ニ有之、殿様ニも御悦喜、報意儀江戸其外何方へ成共、参候様ニと被仰付、不首尾ニテ退、終ニハ江戸へも不参候よし、

一 他国廻り御蔵米豊岡御分今津村ニ出石蔵有、是迄出候所ニ午ノ夏、豊岡甲斐守様御入部ニ付、役人中ヨ

(京極高盛)

リ出石へ断有之、右今津蔵ヲ午ノ春清冷寺村へ引御普請有、其已後ハ他国廻り清冷寺蔵迄出ス、右若狭屋八右衛門京都御借銀ニ付横道、午ノ春打首、跡御

關所、家屋敷被召上、此一儀ニ付誤り有之、杉原次左衛門殿御暇、

一 午ノ夏、甲斐守様御入部ニテ、九月九日ニ来迎寺ニテ御相撲有リ、其秋免奉行遠山吉左衛門殿・鷹司新左衛門殿・松岡十右衛門殿、

一 未ノ三月ニ甲斐守様出石御通りノ筈故、出石ヨリ御馳走ニ豊岡境迄道御造らせ被成候処ニ、境目ノ橋ニ付豊岡と出入罷成ル、其砌清冷寺村三郎兵衛、御代官村橋弥五兵衛殿と出入ニ付籠舎致シ、大庄屋・小庄屋共ニ被召上、依之、宮内村久兵衛・片間村六郎右衛門此兩人ニ被仰付、河谷村三郎兵衛と立会扱ニ成、此方兩大庄屋ヨリ河谷へノ取やり、夫ハ我等ニ被仰付勤ル、(書き代への付箋。同筆)「則右噺濟口、土橋ハ豊岡領江本村分、

堀口ノ石橋ハ出石領八社宮村分、堀ハ双方入会可相働、下り溝さらへハ、双方立会普請ニ可致事、此取噺双方大庄屋三人ノ印形ニテ濟、証文江本・八社宮

兩方共へ相渡ス」(原文)右扱ノ濟口ハ堀ノ儀、江本村江

向兩方共用ひ申筈、又下リノ井溝も兩方立合さらへ

申筈、石橋ハ豊岡ヨリ堀口石橋ハ出石ヨリかけ申筈、

此辺ニテ埒明、双方証文取替、出石方申ヨリ少不詰

リノ処ニ右扱ニテ済、出石悦」

一同秋悪作、免奉行遠山吉左衛門殿・秋庭角右衛門殿

・陰山久太郎殿、

一延宝八年申ノ五月八日ニ(家)敵有院様御他界、(題)立林ノ宰

相様ノ御代ニ成ル、

一同夏比ヨリ閏八月迄ノ内ニ数度ノ風雨洪水ニテ悪作、

免奉行遠山吉左衛門殿・秋庭角右衛門殿・陰山久太

郎殿、

一同十月廿三日ノ夜ヨリ雪降出し、霜月上旬ニハ往来

止ル程ノ大雪、明ル二月末迄雪有之、麦悉ク腐ル、

同極月ニ五歩ノ追免被下、在々悦喜、

一酉ノ歳、御巡見様方御廻リ被遊候、御名付ケ、

久留島佐兵衛様・猪飼五郎太夫様・永田弥左衛門様、

御歳比五拾余 右は酉ノ七月朔日ノ夜豊岡、御歳比三十余 二日ノ夜出石、御歳比廿余 明ル三

日ニ丹波小野原へ御越、右朔日ニ竹野谷ヨリ豊岡へ

御越被遊候節、江野村ヨリ前歳申ノ冬谷々へずりこ

み申たる雪ヲ差上申候へバ、六月朔日ニ富士山ノ雪

献上有ル、夫ニまさり、七月朔日ノ雪見物ハ珍敷儀

と被仰、御悦被遊候よし、其節、気多ハ手辺善左衛

門、下郡宮内久兵衛・片間六郎右衛門、此三人ノ大

庄屋ハ六月晦日ニ豊岡へ被參、其夜五ツ比ニ被歸ル、

庄屋年寄ハ人足支配ノタメ、明ル朔日ノ朝歸ル、

一豊岡ニテ御宿、湊屋吉左衛門・絹屋五兵衛・丹波屋

津兵衛、

一出石御宿、はりまや九郎左衛門・龍野屋孫太夫・鍋

屋六郎兵衛、

一同シ歳、立石村赤坊主と申者、(多田地)田立村平右衛門方へ

押入、衣類等盜、此儀頭、出石ヨリ詮儀ノ所ニ盜物(議、以下同)

世 近

ノ宿、豊岡京口町餅屋長左衛門と申者ニテ有之由申  
ニ付、豊岡へ付届ケ有テ、右長左衛門出石へ引取せ  
めらる、然共子細決白もせず、長左衛門ハ豊岡へ御  
返し、赤坊主<sup>(とが)</sup>尤同類共ニ打首ごくもんニ懸ル、西坂  
長太夫殿義、右長左衛門へすうき有、出石ヨリ豊岡  
へ付届ケ最中ニ長左衛門方へ西坂ヨリ通路有之由、  
相聞へ誤リニ成、余程ノ内遠慮ニテ終ニハ御代官上  
り、替りニ松岡角左衛門殿・桜井七兵衛殿も郡奉行  
上り、替り役羽間瀬兵衛殿、

一 同ジ歳、数度ノ洪水、取わけ七月九日ヨリ十日ノ水  
ニテ大分ノ悪作、当村田方ニ現米四拾五石物成被付  
候へ共、請合不申、訴状指出ス処ニ了簡有之、田方  
ニテ式拾三石捨ル、屋敷年貢御用捨ニテ田方式拾式  
石ニ麻畑年貢被仰付候て埒明、此時ハ遠山吉左衛門  
殿・陰山久太郎殿・佐藤十左衛門殿、

一 同シ歳、酒井雅乘<sup>(頭)</sup>守様御逼塞、終ニハ被及生害ニ候

よし、

一 寛文年間ニ町分ノ検地有シ時、奉行矢野太郎兵衛殿  
・大崎金左衛門殿・鷹司新左衛門殿・二宮三郎兵衛  
殿、御目付ニ南条十郎右衛門殿御出、折節和泉屋六  
右衛門見舞被申候得バ、右ノ御衆中名字を寄セテ読  
ト御所望有ル、六右衛門一首

やのにのみやの見わたせは なんじやうも竿あふ  
さきのたかつかさ有り

一 延宝三卯歳、氣多土淵村ノ小左衛門と云者、似せ銀  
ヲせし因州鳥取ニテ頭、付届ケ有テ、出石より南部  
吉右衛門殿・明石源太夫殿御出、受取被帰、父子共  
ニ籠舎、終ニハ構口ニおいてはりつけ、其時ノ落首  
ニ  
二世までとつみし中のかねことも なま里こん  
さに頭にけり

是ハ鍋屋七郎左衛門作のよし

- 一 延宝五年巳ノ八月ニ八代谷藤井村・谷村・奈佐地村<sup>(路)</sup>ノ者共からくみ、大坂ヨリ藤村一学と云太夫ヲ呼下シ哥舞妓せし折節、不天氣ニテ見物人無之時、落首藤井村谷のとわたる寄せ太鼓 入ハなさじではじをかく
- 一 竹田ノなまりや惣領と鍋屋七郎左衛門と初参会ノ時、七郎左衛門「後ニハ弟順ト云」一句
- 若竹のさをなまりやのよつぎかな
- 一 酉ノ夏、村山庄太夫殿御勘定役上り、替リニ大崎金左衛門殿、
- 一 酉ノ歳、御巡見様方御廻り被遊候節、仕置役藤本安兵衛殿・岡田惣兵衛殿・山田六左衛門殿、御家老ハ内匠殿・兵太夫殿・兵庫殿・清右衛門殿・右、山田六左衛門殿、以上五人也、
- 一 同秋比、年貢五里持と云事被仰出、大庄屋衆算用積り共被致候へども其後さたもなし、其比御勘定竹村源之丞殿・大崎金左衛門殿、同暮米直段七拾匁余、
- 一 戌ノ春、飢震ニテ死人大分有之、其秋ハ満作ニテ米直段廿五匁ヨリ六、七匁迄、
- 一 村々困窮ノ由被聞召上ケ、戌春土免式拾年平均ニ成被下、当村田方五ツ式歩ニ成ル、綿目五ヶ一ノ御用捨有ル、
- 一 其後又明屋敷野島へ入、麻畑三斗ノ盛御用捨ニテ石盛りニ極、
- 一 大坂ヨリ木屋七兵衛と云太夫下り、戌ノ八月廿九日ヨリ九日村<sup>(市)</sup>ノ下ニ芝居有、古今ノ上手、
- 一 戌ノ歳ニ小山田弥市郎と云者、企逆心ヲ顕候故江戸ヲ欠落仕、国々御改被遊、終ニハ奥州<sup>(仙)</sup>せんだい<sup>(色)</sup>にてとらへられ候よし、
- 一 <sup>(糸井分家領)</sup>豊岡分大野村、出石分中野村論所あせび山ノ儀、一且豊岡分利運ニ成ル所ニ、中野村七郎兵衛其儘江戸ニ相詰罷有、終ニハ公事再乱ニテ戌ノ十月ニ佐橋藏

之助様・一岡利右衛門様御見分ノ上、中野勝ニ成り、

大野村庄屋・三谷村大庄屋三郎太夫籠舎被仰付、漸

大野村高百石ニ付鳥目式貫文ヅ、ノ科銭ニテ出籠、

則中野ヨリ申立ル椎が淵切りひゆの腰林迄あせび山

一跡不残出石分へ被仰付候由、

一亥ノ歳、藤本安兵衛殿死去、小出三左衛門殿へ仕置

役渡ル、

一宮津ノ大守信濃守様と内藤和泉守様と討死、(忠政 鳥羽城主)是ハ当

分ノ挨拶ニ付信濃守様過言有之、其意趣ニ付右ノ首

尾と風聞ス、

一堀田筑前守様と板倉石見守様と御殿中ニテ討死、(正徳)是

ハ筑前様御出頭ニテ奢甚敷、殊邪ノ御心底共相見申

ニ付、忠孝ノ為石見様御手討ニ被成候由、後々ニ段

々様子相知レ申よし、

一子ノ秋悪作、免奉行南部吉右衛門殿・陰山久太郎殿

・梶原伊之介殿・猪藪平右衛門殿、此方ヨリ付出ス

有毛ノ内、立石境ニテ八反も損立、

前後 一子ノ春、奥野村と森尾・香住山論出来、奥野ヨリ書

付差出ス、其趣

乍恐奉申上候御事

一香住村・森尾村両村ノ者共、近年当村ノ山へ罷越盜

申候ニ付、当村ヨリ吟味仕、鉈・鎌ヲも取追散シ申

候所、当年ハ香住村・森尾村両村ノ者共申合、五十

人六拾人ヅ、毎日罷越、山ヲ盜申し候故、当村ヨリ

吟味ニ参見申候へバ、結句爰元ノ者共大勢ニテ取廻

シ、当村ノ者共ヲ打たおし、此方ノもの共道具ヲと

られ申候故、近比迷惑ニ奉存候へ共、当村ノ力ニ難

及仕合ニテ無是非居申候、此通大勢參、山ヲ盜狼

藉仕候テ、当村ノ者共迷惑仕候間、乍恐御公儀様御

了簡奉願上候、以上

天和四年子ノ三月二日 おくの村庄屋

桜井平兵衛様 善右衛門



乍恐返答書ノ御事

惣百姓

難有可奉存候、以上

天和四年子三月十六日

森尾村庄屋 茂左衛門

一 森尾村・香住村惣百姓共ニテ御座候、然ば奥野山ノ

儀、森尾・香住兩村共古来ヨリ入込ノ所ニテ入来リ

申候所ニ、当年新法ニ奥野村より指留可申工ニテ大

勢催シ山へ上リ、兩村木こり共ノ鉈・鎌押可申と申

ニ付、樵共申候ハ、先年ヨリ入込故只今迄何ノ構も

無之入来リ候処ニ、各別成ル申分鉈・鎌渡し申義存

も寄り不申儀と申候テ渡し不申候、其段ヲ兩村申合

せ狼藉仕候様ニ申し、其上盗人ノ様ニ申成シ候義、

大キ成偽ニテ御座候、右ノ趣先年ヨリ入込ニ仕、森

尾・香住兩村共毎年薪木続来リ申候所紛無御座候、

豊岡郡近年御給所ニ罷成候、以後奥野村ヨリ大分ノ

山買申候ニ付、他領へノ売山、弥大分ニ可仕為新法

ニ差留可申工仕り懸ケ、何共迷惑仕候、乍恐、右ノ

段々被為聞召上ケ、古来ノ通ニ被仰付被為下候ハ、

御奉行様

兩村百姓共

右ノ通、双方目安返答書共差出ス処ニ、御代官松岡

角左衛門殿、大庄屋片間村六郎右衛門へ被仰合、御

扱有之候へ共、兩方不同心ニテ埒不明、其後終ニ御

公儀へ御取上ケもなし、

一 丑ノ二月廿二日暮ノ六ツ過ノ時分ニ、辰巳ノ方ヨリ

星出ルと見へしが、其儘光り物ニ成り戌亥ノ間ノ雲

ニ入ルと見へし、少シ斗間有之、夥敷はたかミなる、

其なりしはずまると少し後ニ夜ノ五ツヲ打、右ノ光り

又ハなりにおびへ、爰かしこニテ雁・鴨・雉子など

多ク死ル、古今珍敷光り物と風聞ス、同シ夜、(後西上)新院

様崩御、右光り物と刻限相違なし、右崩御故、天ニ

不思議出来かと(沙汰)きた有り、又同シ夜午ノ刻ニ、公方

様ノ姫君様紀州様へ御縁辺極り申由、

一 同シ歳ニ、南部吉右衛門殿親子三人、津田十左衛門

殿・中島九兵衛殿・永田加兵衛殿・市川権太夫殿・

同左源太殿・山田六左衛門殿・山田安之介殿・永谷

藤右衛門殿・高島無得殿、右ノ衆中殿様ニ恨ミ有之

由ニテ出石ヲ退去、

一 立石九郎右衛門・市場善太夫・三宅平太夫公事、丑

ノ春、兩人利分ニ濟、我等も米四石ノ取次有之、此

出入差出、

一 同シ歳、御所望免と被仰、村々土免五步ヅ、上り当

村田方五ツ七分ニ成ル、

一 同シ春、御用銀懸り差上ケル処ニ、月巻歩半ノ利足

ニテ其暮ニ御返済、

一 今村甚五兵衛殿、殿様御印ヲ似セ堺屋久左衛門ニテ

銀老貫目借用、此儀頭、御広間ニテ西坂長太夫殿と

られ、終ニハ打首、殿様ニも御不便がりノ由、

一 庭野幸左衛門殿江戸ニテ不儀有之、打首、

一 丑ノ冬、片間村(六郎右衛門之)六兵衛大庄屋御免、荒木村六郎左衛

門被仰付、

一 若狭屋八右衛門身上相果申、已後本町使者宿札場ニ

成り、御公儀札ニ極ル、其役ニ山脇新助殿へ被仰付処

ニ、腰抜け役被仰付段、残念成りとして生害せらるゝ、

一 寅ノ七月十八日ヨリ同廿七日迄、大岡寺ニテ万灯法

事有之処ニ、廿五日ノ昼時分ヨリ夥敷風雨ニテ大岡

寺ニも難儀、其夜ヨリ洪水ニテ悪作、其秋免奉行永

谷善右衛門殿・前田源左衛門殿・二ノ宮三郎兵衛殿、

当村ニテ毛損百五拾石、有毛ハ土免五ツ七步、いか

様(分)こ(考)うしや成検見と村々取さた、

一 卯六月ニ役替有之、竹村源之丞殿・永谷善右衛門殿

・秋庭角右衛門殿、此三人衆へ御目付役郡支配御所

務方公事沙汰共ニ被仰付、御年貢納方ハ大庄屋支配

ニ成り、御代官・御郡代共ニ悉ク上ル、丑ノ暮ニ片間大庄屋御免ニテ荒木六郎左衛門へ被仰付、右納方ノ時分、菅谷・小坂・伊豆迄六郎左衛門、穴見・小野・島・福井迄六郎右衛門、

一同霜月ニ矢根銀山上り山ニ成、其御改ニ坂井七郎左衛門様御越、其節永谷善右衛門殿矢根ニテ鹿ヲ御ころさせ被成候、殺生御法度ノ時節故誤リニ成、霜月末ヨリ明ル三月迄閉門、終ニハ役目上ル、替リニ湯浅郷右衛門殿・源之丞殿、町奉行ニなられ、此替リ南条十郎右衛門殿、其後辰ノ夏木島市太夫・山田吉右衛門殿被成、以上五人此衆ハ御目付公事沙汰評判迄ノ役ニテ御郡支配、御所務方ハ松岡角左衛門殿・安田四郎右衛門殿、

一 辰ノ春、桜井新右衛門殿・前田権右衛門殿打<sup>(死カ)</sup>□、  
一 立石村ほうか谷出入、寛文五年ニ諍論有之、一旦致対決候へども、其砌不落着、尤出入落着迄ハ永谷ノ

者共不入ノ筈ニ其節ノ奉行衆ヨリ被仰付置候処ニ、貞享四卯ノ八月十六日ニ永谷村ヨリ押シ入、喧嘩<sup>(喧嘩)</sup>ニ成り、双方ニ手負有、明ル十七日ニハ永谷ヨリ上鉢<sup>(下四)</sup>山・倉見両村ヲ加りくミ、ほうか谷へ押シ入、又喧嘩ニ成、それヨリおこり同廿四日ニ永谷・倉見・上鉢山ヨリ目安上ゲル、香住村も立石へ加り喧嘩仕ルよし申上候ニ付、香住より口上書九月四日ニ上ゲル、立石ヨリ返答書ハ九月二日ニ上ル、其節ハ源之丞殿・角右衛門殿・善右衛門殿支配ノ砌り、霜月上旬ニ山絵図ノ儀被仰付、同廿五日ニ湯島伝兵衛を呼寄せ、相手三ヶ村此方ハ立石・香住、以上五ヶ村ヨリ賄、漸明ル辰ノ二月中旬ニ出来、同廿七日ニ絵図上ル、其砌りハ郷右衛門殿・十郎右衛門殿・角右衛門殿此三人、則三月廿一日ニ郷右衛門殿宅ニテ双方ノ口上御聞、対決迄有り、其後七月廿八日ニ論所見分有、其砌ハ奉行衆かさミ南条殿・秋庭殿・吉右衛門殿・

市太夫殿此四人、下目付原園右衛門殿・小頭兩人・御足輕六人・御郡代ノ下役小谷仁左衛門殿・御絵書山村八左衛門殿・御分知御代官河合弥兵衛殿、右ノ衆中御出見分有、郷右衛門殿御用番ニテ御出無之、扱九月六日ニ御会所ニテ御仕置、桜井与五右衛門殿・大槻安右衛門殿・御目付五人ノ内市太夫殿俄ニ江戸へ御越、残り四人、以上六人列座ニテ双方対決迄被聞召上、永谷ノ庄屋申形不屈有之由ニテ閉門被仰付、漸御免ニテ辰ノ十月ニ落着、其趣ハ、

出石郡長谷村・倉見村・上鉢山村と立石村論山  
裁許ノ覚

一 倉見・永谷・上鉢山三ヶ村ノ者申候ハ、立石村抱山ノ内ほうか谷ノ儀、古来ヨリ三ヶ村も入相申場所ニテ候、然ル処、寛文五巳ノ歳ニ立石村ヨリ三ヶ村ヲ指留可申との企新規、永谷村ヨリ喜十郎と申者、薪木取参候ヘバ立石村又次郎と申者手ヲ負セ申ニ付、

喜十郎ヲ又次郎方へ遣候へ共、喜十郎親類共疵ノ程彼是氣遣ニ存引取申候、則其節双方及諍論於奉行所ニ致対決候ヘバ、理非ノ儀ハ後日ニ可有決断候、其間ハ三ヶ村共入相候様ニとの儀ニ付退出仕、夫ヨリ以来、其趣ヲ以入相候処ニ又此度永谷村ノ者共伐取ノ薪木ヲ立石村ノ者新法ニ奪取、其上散々ニ令打擲之由訴之、立石村ヨリ答ノ趣ハほうか谷ノ儀、古昔ヨリ立石村ノ抱山ニテ香住村ハ入相候へ共、其外ニ入相申村ハ無之処ニ、寛文五年ニ永谷村ヨリ新法ニ押入候ニ付指留、早速奉行所へ申断候ヘバ、其刻双方及対決候へ共、即席ノ落着も無之候、然ル上ハ永谷村ヨリほうか谷へ入候儀、先停止ノ旨、其節ノ奉行所ヨリ差圖有之、其以後永谷村ヨリ入相ノ儀無之処ニ、今般又々押領ニ入来候故、鉦・鎌押取候ヘバ、還て立石村ノ者共蒙疵候、剩此節ハ倉見・上鉢山兩村も永谷村と一味仕、及訴訟ニ候段、弥以新法ノ由

申之ニ付、論所令見分対決ノ上申付候趣ハ、永谷・倉見・上鉢山三ヶ村ノ者申候ハ、寛文年中出入ノ節、是非決断は雖無之候ほうか谷へ入候儀ハ、先年ノ通入相候様ニと奉行所ヨリ裁断有之由申候へ共、右ノ申分ノ通ニ候へバ、出入ハ其節三ヶ村ノ理分ニ可相濟ノ処ニ裁断ハ無之、山へハ入候へど了簡有之由申候、此段理外ノ申分ニ候へバ、全ク偽りと相聞候、并立石村又次郎儀永谷村喜十郎ニ手ヲ負、又次郎狼藉ノ様ニ申候、其節又次郎理不尽ニ極たる儀ニ候へバ、論所ニテ致候事ニ候へバ、旁以存念可相違処ニ、左様も無之段、山盗人ノ儀故、其分ニテ相止候と聞候、其上入相ノ場所ニテ候へバ、三ヶ村並立石村・香住村都テ五ヶ村ノ者共、日々ニ互ニ出合可申答ニ候へ共、其儀無之段、忍々ニ入候故と相見候、加之、寛文五巳ノ歳、諍論ノ節モ、此度のごとく三ヶ村一致ニ及訴訟ニ候由、雖申之、再三遂吟味ノ処ニ倉見

・上鉢山兩村ノ儀ハ目安ニ判形不仕、永谷村老ヶ村致判形候由、三ヶ村ノ庄屋申之候、(統、以下同)一等ノ訴狀ニテ候ハ、一ヶ村迄判形可致道理無之候故、其節ハ一ヶ村ノ諍論ニテ候処ニ、此度兩村相加り候段、倉見・上鉢山ハ不及申、永谷共ニ虚言ノ申分、不届ノ至リニ候、且又、近在五ヶ村ノ者共ニ神文ノ上ニテ論山ノ次第相尋候処、安良・森尾・三宅三ヶ村ノ者ハ、古今ノ様子曾テ不存候由申之、口小野・奥小野兩村ノ者口上ニ論山ノ儀理非ハ不存候へ共、永谷・倉見・上鉢山三ヶ村ノ者共、小野兩村抱山へ盗入候節、追上ヶ候へバ、立石村論山へ参候、其時立石村ノ者共追散シ候へバ、退去仕候段、度々及見候由申之候、然ル上ハ彼是以永谷・倉見・上鉢山三ヶ村ノ申分、非分ニ候間、向後ほうか谷へ入候ハ、可為曲事候、立石村ノ儀ハ、弥古来ノ通、可令進退之者也、右ハ論所見分ノ上、老中列座ニテ再三遂吟味、於

対決ニ表書ノ絵図ニ加印判、双方ノ間へ出置候条、  
此旨相守、永ク不可違失者也、

湯浅郷右衛門

貞享五年辰十月八日 南条十郎右衛門

山田吉右衛門

秋庭角右衛門

永谷村庄屋 角兵衛

倉見村庄屋 孫左衛門

上鉢山村庄屋 助十郎

立石村庄屋 九郎右衛門

同村 年寄百姓中

右ノ通ニ被仰付、絵図立石村へ渡ル、其節大庄屋宮

内村市郎右衛門・荒木村六郎左衛門、

(山論の以後の経過は四八三ページ参照)

一 貞享五辰ノ春、木食聖人、公方様ヨリ御廻シ被為遊

候由ニテ、国々ニテ御馳走食ハ白たいたう・とうふ

・黒豆、御聖人ハ二汁七菜、御家老山口長十郎殿其  
外同宿衆ハ二汁五菜ノ料理ノ由、因幡ヨリ御越、養  
父大明神へ御参詣ニテ、二月晦日ノ夜養父ノ市場ニ  
御一宿、明ル三月朔日ニ出石へ御越、其夜御滞留、  
御宿龍野屋孫太夫、山口長十郎殿ハはりま屋九郎左  
衛門、二日ニ中山ニ御一宿、三日ニ丹後宮津へ御越、  
宮津ニテ似セ事頭、夫ヨリハ何国ニテも馳走無之由、  
右ノ横道御上聞へ達、聖人ハ弐拾ヶ国御追放、長十  
郎ハ被行死罪ニ候よし、

一 辰ノ春、播州姫路の守護本田中務様御家中ニテ山口

儀右衛門と云者、主人ヲ討、欠落致たる故、御上聞

へ相達シ、国々守護くヨリ御吟味有之候由ニテ、

爰元も御改有り、右の者行衛終ニしれざるよし、

一 巳ノ夏、大庄屋所務相止、郡々ニ御代官極ル、則下

郡半分ハ村野四郎左衛門殿・田中新右衛門殿、

一 巳ノ春、三宅村四郎太夫ヨリ奥野村庄屋次郎右衛門

方へ茅ノ所望ニ状遣、入相ノ山へ所望ノ状遣候段、

以後三宅村ノ難ニ可成処ニ、夫ニ不構、状遣候段不届ノ由ニテ村中一等致、四郎太夫親子ヲはづし申ニ付出入ニ成り、五月廿一日ニ南条殿宅ニテ御評判ニ成、一等仕ル事誤リニ成、庄屋小右衛門・又彦右衛門(頭領)ハ頭料ノ科ニよつて此兩人籠舎、我等徳右衛門前ニ差出候故、両人口上も御聞被成候、

「四郎太夫は彦次郎先祖」

一元禄三年ノ六月六日、若殿大和守様御初入、同九月十三日ニ福成寺ニテ御相撲有り、大関訓谷村ノかないかり・祢布村松風、訓谷勝、せきわき小田村餅屋・安良村松風、小田勝、小結出石ノなげざん宿南村老本松、出石勝、小相撲ノ関網場村小砂・豊岡小桜、豊岡勝、関脇宵田町米虫・川原町若草、米虫勝、小結浅間村日暮シ・裏町小桜、裏町勝、外ニ豊岡ノ勘十郎子藤繩弥市と名乗、小相撲ヲ上手ニ取り、鳥目五百文拝領、尤結ノ面々へハ負勝共ニ鳥目拝領、行

事宵田町利兵衛・福井村吉左衛門、此兩人百足ヅ、明ル未ノ三月ニ手辺龍野屋太郎兵衛宅へ御成有ル、

一同八月六日ノ夜、出石構口ニメ殺シノ女有、其明ケ方豊岡通ひノ駕屋共見付、早速相断候へバ、御役人見分ノ上此女常々近付ク者ノ義、御穿鑿有之処ニ出町ノ浄念と云道心坊ニ近付ク由、此道心其比如来寺住持忍誉と云長老、京都ヨリ召連被越候者也、右メ殺シしれざるゆへ、明ル七日ヨリ浄念せめられ、不思議出来ニ付、八木町休西と云者ノ後家せめられ、それヨリ忍誉京ヨリノ弟子(忍達)せめニ逢、それヨリ又納所ノ角兵衛と云者せめニ逢、是ハ白定(状、以下)もせず籠ノ内ニテきる物ノ多りさき首をメ死ル、右休西後家・忍達兩人ノ口上ニテ大形相知レ申ニ付、九月六日ノ夜忍誉ヲ御城ノ志ぶ藏へ追込、小頭老人・御足輕四人・役人三人、以上七人ヅ、昼夜番、同十一日ノ夜長老せめられ、早速白定せられ候ハ、彼女

角兵衛ニ手伝為致、メ殺シたるよし被申候故、又志ぶ蔵へ追込置、十月廿三日ニ忍替ヲ馬ニ乗セ町中引渡シ、構口ニはりつけ、角兵衛死たる者ヲ打首ニシ、  
ごくもん、

一 同十月廿六日ニ立石村九郎右衛門と三宅村彦右衛門出入、郷右衛門殿ニテ御聞被成候、我等も前ニ指出候故罷出ル、其日ハ不相濟、追テ十郎右衛門殿宅ニテ又双方御吟味ノ上、やり取なしニ落着申由、其節我等ハ不參候、

一 同極月廿四日ノ夜、(加陽)かや吉兵衛子権右衛門と云ものさしころし長持ヲさがしたるよし、明ル二月中旬迄公儀詮儀有之候へ共、子細不知レ、其節町組太兵衛と云人少シノ誤リニテ追放、前ニ少惡説有、夫故かとさゝやく、

一 出石八右衛門と云者ノ訴訟ニテ午ノ霜月下句ヨリ極月初比迄勸進相撲有、大関因幡ノ山ノ井棍之助と云

シ出石唐兵衛と勝負不首尾、其上雪降積ル故相撲崩レル、極月ニ至雪ヲ凌キ芝居、田舎ニハ稀物ト云、  
一 未ノ八月ニ京都ヨリ三宝院様城崎へ御湯治、則八月廿三日ノ夜出石ニ御逗留、御宿ハ御使者宿ヲ造作、

掃除有テ是ニ御一宿、古今珍敷儀と諸人拝見ノ願居ル処ニ、出石・豊岡共御法度ニテ老人も不被出、

一 同極月廿二日ノ夜ヨリ(小出英安)備前守様御病氣ニテ同廿六日ニ御逝去、(所)京都諸司代へ御断ハ堀兵庫殿・秋庭角右衛門殿、此御返答御待、明ル正月二日ニ御吊(也)有り、  
江戸若殿様へハ桜井平兵衛殿、

御法名

法雲院殿前備州大守貫翁紹通大居士

一 申ノ三月十一日(小出英益)大和守様へ御家督被仰付候由、同十九日ニ申来ル、

一 備前様御病中ニ無沙汰有之由ニテ羽田元順老申ノ四月三日ヨリ閉門ニテ五月廿一日ニ埒明、其儘御暇、



則廿一日ノ曉ニ出石ヲ退去、

一大和守様申ノ十月上旬ヨリ御病氣、同十日ニ御逝去ノ由江戸ヨリ申来、所々肝ヲつぶす、

御法名

集雲院殿前和州大守淳<sup>(浮)</sup>嶽紹貞大居士

右大和様ニ御実子無之、御従弟藏人様ヲ御養子ニ被成度旨、御病中に被願立、首尾能被仰付、御名も播<sup>(小)</sup>磨<sup>(出英長)</sup>守様ニ改り、極月九日ニ御家督渡り候よし申来、

一 申ノ三月十八日ヨリ奈良大仏開眼ニ四月八日迄方僧供養有、堂普請ハ未ノ歳ヨリ取懸り、申ノ歳迄兩年ニ漸柱九本出来ノよし、

一 右申ノ歳高野山行人方と<sup>(傳)</sup>学料方と出入出来、同七月ニ紀州橋本ニ新規ノ籠屋并御会所御普請有テ、江戸ヨリ寺社御奉行御老人・御目付御老人御越被遊、御詮議有之、其間紀州様ヨリ口々ニ御番人被付、参詣ノ往来も相止、出入ハ行人方非分ニ付、僧衆於橋本

ニ籠舎、其後八月下旬ニ籠船被仰付、一々西国御大名方へ御預ケ被為遊、其後行人方僧衆改り申由、尤参詣ノ往来、古昔ノ通、

下郡立石村仁左衛門と香住村八郎左衛門出入

裁許ノ事

一 仁左衛門申候へ、私儀香住村八郎左衛門と申者ノ粹ニテ御座候、親存命ノ内ヨリ立石村ニ奉公仕罷有候、本ヨリ親小身者ニテ御座候へバ、兄、今ノ八郎左衛門<sup>(傳)</sup>役介ニ成不申様ニト存、親死後ニも奉公相勤、其儘立石村ニ住宅仕候、然ル処ニ今ノ八郎左衛門手前七年以前卯ノ暮及難儀候故、■■■沢高三石八斗余ノ所質物ニ取本米弍石五斗取次候処ニ、八郎左衛門方ヨリ元利の算用埒明不申候故、質地相渡シ候様ニと度度催促仕候へども、八郎左衛門承引不致候、<sup>(たがも)</sup>縦取次米無之とても親持来りノ沢地ニテ有之候へバ、半

分ハ私も可取道理ノ物、殊ニ取次米不埒ノ上ハ土貢可申子細無之処ニ理不尽ノ儀申懸ル由、訴之、八郎左衛門答ノ趣ハ仁左衛門儀自分ノ働ニテ立石村ニ居住仕候様ニ申懸ケ候、中々左様ニテハ無之候、右立石村ニ年来罷有候ヘバ、其儘住居致度よし、仁左衛門願申候ニ付、相応ノ住宅私方ヨリ仕渡シ、其上親ヨリ持来ノ内畠方茶園迄相添遣し居住為致候、并七年以前ノ借米ニ付、私理不尽申懸候との儀是以相違ニテ候、右卯ノ暮借米ノ儀ハ明ル辰ノ歳ヨリ未ノ歳迄、沢地仁左衛門ニ作為致、此四年ノ作徳ヲ以忒石五斗ノ本利相済候由申之ニ付、双方逐吟味申付ル趣ハ、仁左衛門申候ハ親抱高ノ内八郎左衛門方ヨリ聊も割打不申候様ニ雖申之、再三逐吟味ノ処ニ新宅ヲ拵、畠方茶園迄遣候儀明白ニ相聞候、并取次米ノ儀元利不埒ノ由申之候ヘども、四年ノ内作致し候沢分下作米八郎左衛門方へ渡シたる証拠も無之、年貢通ニも入

方相見へ不申上ハ、八郎左衛門申形ノ通取次米ノ方へ引取候物と相見へ候、然ル上ハ彼是以仁左衛門申形非分ニ極り候、尤兄へ対シ理外ノ申懸ケ不届ノ至りニ候、向後右ノ沢地ニ障り申ニおいて可為曲者也、右ハ酉ノ卯月廿八日ニ南条十郎右衛門殿宅ニテ被仰付、其節御奉行郷右衛門殿・角右衛門殿共ニ三人、

下郡香住村玄徹後家と同村小右衛門出入

裁許ノ覚

一 後家申ハ旧臘玄徹病中ニ譲り状相認、当村与三右衛門へ渡シ置申候との儀ニテ、玄徹死後ニ与三右衛門相渡候、其紙面ニ隠居分ノ内上田菴反三步・林山菴ケ所ハ小右衛門女・同倅小万、葉箱・書物ノ類ハ同虎松、田方三ヶ所ハ三宅村慈等寺、畠方三ヶ所ハ私倅小左衛門、花園・林菴ケ所宛・家・諸道具・屋敷・竹木共ニ私へ譲り申候との書置ニテ有之故、其趣

ニ銘々支配可仕覚悟ニ有之候処ニ、小右衛門差出寺付ノ田地并私親子へ譲リノ畠方・茶園・林山・竹木共心儘ニ相捌、其上私儀家ヲ罷出諸道具相渡候様ニと理不尽申懸ケ候故、当所庄屋年寄へ相断候へども埒明不申由訴之、小右衛門答ノ趣ハ、私儀玄徹一子ニテ本宅相続仕罷有候、然バ玄徹隠居分ノ諸色余仁ヨリ聊構可申道理無之処ニ、玄徹召仕ノ下女其身并悴小左衛門共品々譲り受候との儀ニテ、我儘ノ働仕候、尤親菩提ノ儀ハ每迄も私吊<sup>(弔)</sup>申儀ニ有之候へバ、慈等寺へ寄進ノ義、得其意不申由申之ニ付、双方吟味ノ上申付ル趣ハ小右衛門申候ハ右ノ後家当分召使ノ下女ノ由雖申之、玄徹先妻死後数十年ノ内相勤、悴小左衛門共諸込罷有候上ハ後妻ニ相極り候、依之玄徹ヨリ相応ニ譲り置申物と相聞候、第一小右衛門儀、一旦大分ノ田畠家財迄申請罷有候上ハ此度妻子夫々へ玄徹譲り置候品々ニ付、小右衛門土貢可申子

細無之候、則譲り状遂吟味ノ処、玄徹手跡ニ紛無之候、庄屋年寄申之、然ル処ニ小右衛門理不尽ノ申懸ケ不屈ノ至リニ候、向後玄徹譲り状ノ面妨申ニおゐてハ可為曲事候、

「玄徹小右衛門茨木氏也、其子孫不知」

一 慈等寺へ付置田地ノ儀、寺領と申儀ハ天下御通法有之候へバ、我がまゝニならざる事也、然ル上ハ香住村並ノ年貢上納諸役相勤、永久可有所持候、其外玄徹ヨリ申受ル面々共、右紙面ノ通永ク可令支配者也、  
右ハ双方対決ノ上、譲り状委細遂吟味申付ルノ条堅ク可相守者也、

右ノ通西五月十一日ニ秋庭角右衛門殿ニテ被仰付、其節郷右衛門殿ハ江戸へ御越、十郎右衛門殿・右、角右衛門殿御兩人、

一 酉ノ五月廿八日ニ小出三左衛門殿拾五人扶持ニテ在宅被仰付、氣多郡宵田村へ退去、是ハ仕置役ノ内誤

り多ク有之由ニテ、

一 同六月四日ニ播磨守様御初入、湯浅郷右衛門殿御目

付役こへられ旅家老役ニテ御伴、同九月十一日ニ経

王寺ニテ御相撲有り、大関出石唐兵衛・小田村たぐ

りなわ、唐兵衛勝、関脇祢布村ねじふじ・出石白兵

衛、ねじふじ勝、小結豊岡ノこすゞめ・浅倉村ノ小

桜、こすゞめ勝、外ニ関山ノ井梶之介、同(脇)わき荒岩

市郎兵衛・前浅黄袖之助と云、勸進相撲ノ者共ヲ其

比御勝手賄京都久川次郎左衛門と云人雇出ス、則梶

之介ニハ金貳歩、市郎兵衛・袖之介ニハ壹歩ヅ、

行司茶屋ノ伴右衛門・清冷寺庄三郎、右結ノ面々、

行司兩人共鳥目拝領、

一 同六月十一日ニ役替へ有之、秋庭角右衛門殿・樋口

惣左衛門殿・高島佐兵衛殿・桂仁右衛門殿、郡奉行

御目付寺社方共、其節ヨリ小物成御代官捌ニ成ル、

前後  
一 巳ノ春、西ノ下栗栖野村(出石小出領)と須谷領太田村(和泉陶器小出領)・万場村野

公事指おこり、江戸御さたニ罷成、四歩六歩程ニ被

仰付、六歩程出石勝ノ由、

同断  
一 未ノ歳、八代さこ山入相ニ付、八代領と出石分土井

・松ノ岡・山本・芝・池ノ上此五ヶ村出入出来、江

戸御さたニテ六歩程出石勝ノ由、

一 酉ノ三月ニ鈴木彦三郎と云者、江戸ニテ主人ヲ討、

欠落致たるよしニテ、此辺迄御改有り、其儘江戸ニ

罷有、顕出候よし、

一 出石加陽屋長太夫代々一向宗福成寺旦那ニテ有之候

処ニ、酉ノ二月ニ法花宗本(高)光寺旦那ニ成ル、依之福

成寺ヨリ本光寺・長太夫兩所へ断有、其内長太夫伯

父分ノ加陽屋七太夫と云者、書付指出すニ付、三月

下旬ニ公儀御詮議ニテ長太夫誤リニ極り、閉門被仰

付置、其後宗鏡寺江甫和尚御出、長太夫一代法花、

子孫ハ一向宗福成寺旦那ニ立帰り申管ニ御扱、漸埒

明、長太夫義七月十一日ニ閉門御免、其日ヨリ伯父

分七太夫閉門、是ハ福成寺へ腰押たる沙汰有、夫故

かと云、

一 越後守様御家(米)頼中根長左衛門殿と云家老役ノ人、備

中ノ大守水谷左京様へ御預ケ被為置候処ニ、左京様

御逝去、御子出羽様へ御家督相渡り申所ニ、出羽守

様御大病ニ付御養子被願上、相叶候内、出羽様御逝

去、剩御養子も引続ニ御逝去ニテ四万九千石ノ御家

相絶、出羽様御別腹ノ弟御家中へ遣し被置候ヲ新知

三千石ニテ被召出候由、依之長左衛門殿義備中ニ不

被置、出石へ御預ケ、則元禄七戌ノ正月四日ニ出石

ヨリ竹田弥左衛門殿・中野助左衛門殿被遣、同十六

日ニ受取被歸ル、

一 (小出英及)久千代様戌ノ霜月ニ御出生ノ由申来ル処ニ、無程播

磨様御病氣ノ由、極月十五日ニ申来、堀兵庫殿・樋

口与右衛門殿江戸へ御越ノ処ニ十七日ニ御逝去ノ由

同廿三日ニ申来ル、

右御法名

仙峰院殿前播州大守休心大嶽大居士

一 亥ノ二月十四日ニ久千代様へ御家督被仰付候由、廿

日ニ申来、廿一日ニ在々へも御触有之、

一 同八月五日ニ御代官替有之、下郡田中殿替り牧田与

三兵衛殿、

一 同九月五日ニ西村茂左衛門閉門、十一日ニ大小被押、

御足輕四人被付候て丹後境迄被送候、是ハ村々ニテ

余り奢有之候由ニテ、

一 同極月十二日ニ、樋口惣左衛門殿・樋口与右衛門殿

・九鬼田徳右衛門御暇、同十九日ニ平瀬兵左衛門殿

・田井角左衛門殿・原田六之丞殿・田中新右衛門殿

・高科小兵衛御暇、秋庭殿・高島殿・桂殿役目御免、

替りニ遠山吉左衛門殿、永谷善右衛門殿へ被仰付候

所ニ廿五日ニ頓死、弟宮路作兵衛殿へ被仰付、右遠

山殿と御兩人御郡ノ支配、

一 亥ノ歳度々洪水ニテ悪作、其秋免奉行遠山吉左衛門

殿・桜井市郎兵衛殿・前田権兵衛殿・二宮三郎兵衛

殿、則新古ノ地續ヲ引、有反ノ立毛ヲ平均、三畝十

五歩ノ有毛ヲ取、五ツ七分ノ曲尺相ヲ以物成御積り、

一 戊秋、京都ノ町人、久畑村ノ者と及出入、桂仁右衛

門殿月番ノ節、出入評判ノ上、京者利分ニ被仰付候

へ、翌日其礼ニ罷出、一首

たのめ只天の気色ハ曇なく月の桂の願の清きに

一 亥ノ夏、菅荒木村・福見村山出入、荒木非分ニ落着

六郎左衛門大庄屋・小庄屋迄御召上ケ閉門、替り大

庄屋伊豆村甚左衛門・小庄屋荒木村六郎右衛門、

一 樋口与右衛門殿屋敷、本屋ヨリ座敷迄ハ御勘定場、

奥座敷ノ方ハ公事裁許場ニ成、是へハ裏門ヨリ出入

有ル、但、子ノ正月廿七日ニ極ル、

一 当村九郎左衛門と聶太右衛門出入、子ノ七月六日ニ

右ノ屋敷ニテ御聞被成、高拾石本屋家財共弥極ノ通

太右衛門、沢分谷田わせ地ヲ九郎左衛門隠居料ニ被

仰付、太右衛門女九郎左衛門へ不孝不仕候との申わ

けも相立、太右衛門利分ニ相濟、遠山吉左衛門殿・

宮路作兵衛殿、御勘定川上武左衛門殿・川合茂大夫

殿、御目付西村安右衛門殿、

一 子ノ八月ヨリ御家中無役ノ衆、知行高百石五人扶持

ニ被仰付、中間闖取ニテ三步一老年宛五人扶持、其

内ハ奉公御免ノ筈、

一 同十月ニ伊佐村新田公事、桜井右近利分ニ濟、

一 同十月廿二日ニ久千代様御逝去ノ由、同廿七日ニ申

来候ヲ惣家中・町・在へは晦日ニ触有り、札両替不

瑤ニ付、札場並鍋や三郎右衛門霜月朔日ノ五ツ比ニ

崩ス、手辺龍野屋与三兵衛ハ同日ハツ時分ニ崩ス、

伊佐村新田共ノ家・手辺龍野や出作安良<sup>(村)</sup>町作兵衛・

永谷かすミノ沢新田鉄屋十郎兵衛家ハ霜月二日ニ崩

ス、同日ニ山ノ中芦谷村ノ庄屋三郎右衛門ハ鍋屋へ

押入、弘原中村太郎右衛門ハ沢原九郎左衛門へ押し入ルヲ先役人衆とらへ籠舎、御代官様へ付渡り、漸(聞)明ル壬二月ニ出籠、

岡ニ隠レ居テ、右江戸御役人衆御越ヲ道中ニ待請、御目安差上げ、則何れも様御意ニテ御伴仕、出石へ帰参、

一 御在番ニハ丹波亀山ノ大守久世出雲守様、

一 松平伊賀守様丑ノ壬二月ニ出石ヲ御拝領ニテ、四月

一 御代官、大坂ヨリ小野朝之丞様・石原新左衛門様、

晦日ニ伊賀様御家老御越、受取渡有、此時御目付ニ

一 御勘定、江戸ヨリ岩出瀬兵衛様・能瀬権兵衛様・萩

原数兵衛様、

ハ江戸ヨリ馬場三郎左衛門様・井上外記様御越、出雲様ヨリ城御請取、伊賀様御家老衆へ御渡被遊候、

一 御目付、江戸ヨリ永田弥左衛門様・西尾藤兵衛様、

「元禄十五年松平伊賀守忠徳公武州岩槻ヨリ御引越」

右ノ御衆中様極月五日ニ出石へ御越被遊、六日ノ明

一 子ノ歳納り米ハ先御家中衆へ被下、不納ノ分ハ明ル

ケ方ニ城御受取、扱先役人衆ハ明ル二月十六日ニ出

丑ノ春迄ニ石別三拾六匁ノ御直段ニテ銀納也、町・

石ヲ御退去、

在ハ段々米直上り六拾式匁参匁迄ニ成候へ共、村々

一 伊佐村新田ノ家崩シたる科ニよつて浅間・宿南両村

ヨリ御免相ノ訴訟申上候処ニ、先役ヨリ付ケ渡りノ

ノ庄屋・年寄、極月廿六日ニ籠舎、漸明ル初ノ二月

帳面御破り難被成由ニテ、其代り御救として右下直

ニ浅間ノ新右衛門・宿南ノ伊右衛門出籠、残テ庄屋

成ル御直段、御代官様御手代ノ内ニ松島条右衛門殿

・年寄ハ閏二月ニ出籠、

・松島専右衛門と云発明人有り、并岩出瀬兵衛様御

一 鍋屋三郎右衛門・龍野や与三兵衛家崩シ候節ヨリ豊

勘定頭のみし、

世 一 寅ノ春ヨリ佐野村川公事差おこり、同夏口佐野村ヨ  
近 リ江戸へ参、八月ニ御裏判出石へ付ル、尤相對繪図

被仰付、八月末ヨリ九月中ニ出来ニテ、豊岡分口佐  
野庄屋勘四郎年寄共大庄屋六地藏村加左衛門、出石  
分奥佐野庄屋三郎右衛門年寄共大庄屋清冷寺村宇左  
衛門、右ノ者共十月ニ江戸へ参ル、明ル卯四月ニ御  
見者として相馬小次郎様・岡田五右衛門様此御兩人  
御越、場所御見分有、其後双方又江戸へ参、出入落  
着、出石方非分、

一 同七月 出入出来、双方ヨリ書付指出シ候へ共、  
不埒ニテ終ニハ下 寄り地沢分

新宅 此通ニ扱之濟、

(中略。六二二ページ、遊行上人回来の項参照)

一 辰ノ春御領へ御巡見様方御越被遊、山ノ中矢根村ヨ  
リ出石通りニ糸井へ御越被遊候、此御昼休出石、則  
御宿ハ鍋屋・龍野屋・八木屋此三軒、気多下郡ノ人

足ニテ奥山迄奉送り、尤大庄屋衆も袴羽織ニテ罷出  
候、我等も人足(幸徳)ノタメ奥山境迄参ル、

一 辰ノ夏、御家老菅谷隼人殿在宅被仰付、気多郡堀村  
へ引越、

一 午ノ春、当村五兵衛、豊岡紙屋加左衛門と出入有、  
五兵衛利分、

一 午ノ夏以来未ノ歳迄、五兵衛・与三右衛門出入ニ取  
結、不落着ノ内ニ与三右衛門ハ未ノ霜月廿七日ニ死  
去、

「五兵衛ハ与三右衛門先祖、今」

一 未ノ暮ヨリ申ノ春へ至り母と五兵衛出入ニ取結、三  
月ニ御代官角左衛門殿ニテ一応御間、其後郡奉行山  
本市左衛門殿ニテ対決有テ、後ニ五月十八日ニ五兵  
衛籠舎、色々詫言ニテ六月七日ニ出籠、

未ノ秋ヨリ永荒ノ場所新発ノ御吟味被仰付候故、村  
中水吞迄神文ノ上ニテ相改候処ニ、永荒ノ内田方ニ



テ四石四斗余、畑方ニテ起掃り本斗へ入、其節ノ新  
田高四石三斗三升・新畑高三石三斗七升、此内式斗  
四升戌ノ暮御年貢上納ノ筈、

一 五郎右衛門・五兵衛兩人分ニテ畑高四畝六歩、戌ノ暮

ヨリ田方御年貢上納申筈ニテ酉ノ春願上ケ田ニ成ル、

一 戊ノ春御所替ニテ越前守様ニ御代ニ成り、夏中ニ段

々御入替り有、

一 米屋彦左衛門戌ノ暮ヨリ御払米ヲ肝煎、其節かけや

江原屋長兵衛、

一 亥ノ歳ヨリ彦左衛門へかけや被仰付御用ヲも弁ル、

其後丑ノ八月ニかけや被召上、替り和泉屋勘九郎、

彦左衛門手鍵閉門ニテ明ル寅ノ春御捨免、

一 栗田弥三右衛門殿、丑ノ八月ヨリ繁昌ニテ加増立身

ノ処ニ不届有之候由ニテ寅ノ四月十一日ニ被追込、

其儘屋敷ニ座敷籠、老徳右衛門ハ籠舎、

一 右彦左衛門寅ノ夏ヨリ又かけや相務、御用ヲ勤ル、

一 寅ノ歳御巡見様御越被遊、同六月九日ニ当地ニ御滞

留、伏見主水様・山本八右衛門様・大久保平左衛門様、

一 弥三右衛門殿、寅ノ夏(伊木)ぎ町木ノ下甚五右衛門殿屋

敷へ被追込置、明ル卯ノ四月十四日ニ小頭雲右衛門

へ被仰付打首、徳右衛門ハ籠ノ前ニテ打首、

「宝永三戌年、仙石越前守政明公信州上田ヨリ

御引越」

小出様

御知行高五万石

内

式千石 倉見付

千石 山本付

千五百石 大藪付

千五百石 土田付

ノ六千石

此分、内取ニテ有之候処、久千代様御不

幸ノ節ヨリ御直知ニ相成ル、

千石 矢根御銀山付

但シ、口矢根・奥矢根・唐川・木村・太田

市場・中山以上六ヶ村、

残テ四万三千石、是ニ小出大隅様御跡西ノ下八ヶ

村・椒四ヶ村・竹野谷廿七ヶ村、右村高五千

石相添、都合四万八千石伊賀守様御拜知ニ成

ル、是ニ又播州ニテ老万石相添五万八千石仙

石越前守様、

〔此冊子は(登住村)足立惣左衛門法諡端山是休居士の筆録な

り、如何なる故にや、養父郡上箇村片岡某の家に

持来る、某も亦其来由を知らず、天保丙午(申カ)の秋、

藩中井上君借読し、余ニ見せらる、一見して其手

筆なる事を知る、記する所、一々徴とするに足る

ものあり、然とも他の家ニ在ては一箇の故紙に同

し、又余が家ニ在ては、実ニ家の記録たり、故ニ

今一本を写し片岡某ニ贈り、此原本を請求て、余

が家に蔵し、永く子孫ニ貽すと云、

時嘉永元年戊申冬十二月

六世外孫満八十斐 田井惣助謹誌

## 2 猪子一清

〔一新一世履歴録〕〔二新一代記〕〔抜書〕  
兵庫県史編集室蔵

○「一新一世履歴録」と「二新一代記」は大部分が同じ内容で、どちらかが原本で片方が清書本かとも見られる。ここは両方から適宜抜書したものを掲げた。

一新字カキテ子徳、幼字謙三郎、後改称左家太、号瓶城、

癸巳天保四年

一 二月十六日亥上刻出生致候、

一 四月二十九日、於宅高厚公被遊御誕生候、御生母於

千枝方京都にて生、小山齋宮女、三月君公御参勤の

節より宅へ御預け相成、御誕生後御暇被下帰京被致、

母上様御乳被指上、某には乳母被下候、天保七年中

臘月迄宅へ為在候処、翌天保八年丁酉正月父上様御

出府に付、西御門内御長屋へ被遊御引移候、

丙申天保七年 某四歳

一 母上様御妊娠の処、十月十七日夜より御流産にも可

被為義哉の御容体に有之、十八日夕より御病氣御指

重崩漏の御症にて夜亥刻頃御逝去被成候、御年三十

四、御謚知了院殿、同月二十日七時興国寺山に葬、

丁酉天保八年 某五歳

一 二月十五日当母上様舟木共定君(直温)の御養女にて御入、

御婚姻御済被成候、

辛丑天保十二年 某九歳

一 二月九日卯刻、他吉出生致候、

四十二歳の二歳児は世俗の処忌に候処、父上様今年

御歳四十一に付、他吉義は本姓名乗らせられ候、(嘉

永元年三月朔日死去)

一 五月十八日

若殿(高太)様被遊御逝去候、御謚賢良院殿、

一 八月二十四日、高厚公御発駕御出府被遊、無程御嫡

子の御願に差出候処、御願の通被仰出候、

甲辰弘化元年

一 十二月十五日、左織(新元)様前夕御用召に付、坂本直記御

同伴被成御出仕候処、御用番舟木共定君より左の通

被仰渡候、

御自分義年齢にも被相成候に付、御近習給人列、

被召出御扶持方七口被下之、奥詰被仰付候、入念

可被相勤候、尤御礼席生駒要次席の事に付、此段

申渡候様被仰出候、尤(儉約)敷御省略に付、御年限中

御扶持方の内半方被成下候、難渋には可有之候へ

共、御供御使者等仲間申談可被相勤候、

乙巳弘化二年 某十三歳

世 近

一 三月十一日、君公為御參府御發駕被遊、左織様御供

御出府、紀州公儒官遠藤先生へ御入塾被成候、

先生、名泰通、字士同、小字勝助、号白鶴義齋、

一 三月十七日、父上様より御母上様御義左織様并某

母に御座候處、養母に被仰付候旨御用番舟木共定君

へ被仰達候、

一 七月十四日子刻(後、舟木直義妻)八百出生致候、

丁未弘化四年 某十五歳

一 左織様御義御病氣に付、御帰筈被相口蒙仰、四月十

日江戸御発途、京都にて新宮涼庭へ診察相頼被成、

四月二十七日御帰郷被成候、

一 六月二十一日辰下刻、兄上様御逝去被成候、御歳二

十一、御謚蘭亭、同月二十二日夕七時興国寺山に葬、

一 九月二十九日、殿様被遊御逝去候、御謚 (高行) 成義院殿、

一 十二月二日、高厚公御用召に付、為御名代鍋島紀伊

守様被成御登城候處、御家督無御相違被為蒙仰候、

一 同月十五日、(高厚)御登城慎徳院様へ初て御目見被遊、御

家督の御礼被仰上候、

一 同月二十八日、月次初て御登城御礼被仰上、御居残

にて御叙爵被為蒙仰、依之御官名御窺の通飛驒守様

と被遊御改候、

一 当冬於江戸、父上様より某義御嫡子に被成度旨御願

被差出候處、御願の通被仰出并来春年始御祝詞為申

上度旨御願の處、是亦御望に被任候、

戊申嘉永元年 某十六歳

一 (金月七日)同日御元服御祝式被為濟候、

一 三月四日、殿様御義高家畠山長門守様御宅に於て御

官位の口宣被遊御頂戴候、

一 四月二十二日、殿様初て為御在邑江戸御發駕、木曾

路御通行被遊、五月十一日被遊御在着、父上様にも

御供御帰着被成候、

一 五月二十一日前夕、御用召に付、木下右源太同伴罷

出候処、御用番谷口十郎左衛門方より左の通被申渡、  
右源太取合御礼申上候、

御自分義は末弟義には有之候へ共、格別の思召を  
以て御近習給人列に被召出、御扶持方十口被下候、  
尤御礼席は同列上坐の事に候、

一 同月二十八日、被召出の御礼申上被為受候、於御用  
席成桂院様江も御礼申上候、  
(高行巻)

一 十二月三日、父上様御不快に付、御懈怠被成候、

己酉嘉永二年 某十七歳

一 三月五日暁子下刻、父上様御長逝被成候、尤御病氣  
虚癆の御症にて富永隆道・中田立卿御療治致候へ共、  
兎角御同辺の処君公より出石御医師池口徳郎・丹後  
浜詰高田泰一郎御頼相成、兩人の処剂御服用、尚又  
八鹿国屋松軒も御診察致、種々尽御力候へ共、追々  
御疲労相増、終に御逝去被成候、御歳四十九、  
一 御病氣御指重の趣、君公御聴に達、御近習役塚原源

内を以御尋被仰出候、

一 同日御退役御願出、御迹目御願書高階司進達致候、

一 同月六日夕七時、興国寺山に葬、御諡臨保院殿、

一 同月十一日中奥藤村馬之助を以て御香奠金二百匹被  
下置、名代高階司を以て御受御礼申上并同人を以て  
御用番へ当坐の御礼申上、出勤の上御礼申上候、

一 同月十四日、君公為御參勤、御発駕、木曾路御通行、

四月二日被遊御着府候、

一 三月二十五日、忌被指免出勤致候、

一 翌二十六日前夕、御用召に付、罷出候処御用番谷口  
十郎左衛門方左の通被申渡、御受御礼申上候、

亡父長兵衛方被願置候に付、御自分へ為家督知高  
百三十石被下、御番頭格に被仰付候、

此段申渡候様被仰出候、但御礼席同列新席且御人  
配に付、不勤被仰付候、依て外不勤並御借米の事  
に候、

世 近

一 四月二日、殿様・成桂院様へ家督の御礼申上、御用

番谷口十郎左衛門方被受込候、

一 四月六日朝辰下刻、御祖母様御逝去被成候御歳八十、  
(高本堂)

同月七日夕七時、興国寺山に葬、御諡梅香院殿、

一 五月二日、君公依御用召被遊御登城候処、当秋駿府  
(高厚)

御加番分部若狭守様御代被為蒙仰候、  
(光貞、近江・大瀨)

一 九月十九日江戸御発駕、二十三日駿府へ御着、二十

五日御交代被為濟候、

庚戌嘉永三年 某十八歳

一 九月三日晝より大風雨にて出水追々洪水に相成、某

宅床上を浸す事曲尺にて二尺七寸許に及、翌日に至、

漸引水に相成、五日夕下道往来相通、此度の水嵩二

丈二尺、

一 同月二十五日御後番前田丹後守様と御交代被為濟、  
(駿府加番(利願、上野・七日市))

駿府御発駕、二十九日御着府被遊候、

一 十月十一日、御用番谷口十郎左衛門方より左の通被

申渡、御礼申上候、

御自分義勤仕被仰付、御徒士御馬支配被仰付候、

入念可被相勤候、

一 同月二十三日、御徒士御馬支配誓詞致候、

辛亥嘉永四年 某十九歳

一 正月二十日、大目附へ左の伺書差出候、

口上覚

左家太

右は私共先祖より附来候呼名に付、不苦義に御座候

はば相改申度、此段伺候、以上

月 日 姓名

大目附中様

一 二月二日、君公依御用召御登城被遊候処、当秋大坂

御加番水野日向守様御代被為蒙仰候、  
(勝進、下総・結城)

一 同日前夕、御用召に付罷出候処、御用番舟木靖共君  
(三月一日)

より如左被仰渡、御礼申上候、

御自分義無滞被相勤候に付、御側役被仰付候、大

節(切)の御役義尚更入念可被相勤候、尤御徒士御馬支

配在来の通の事に候、

一 同月二十九日、当秋大坂へ御加番の節同処へ勤番被

仰付候、

一 同月(七)二十四日大坂へ発足、二十七日到着、旅館へ留

寓致候、

一 同月二十九日曉七時過、君公御義御本陣麦屋重作へ

被遊御着候、

一 八月朔日、御用番舟木靖共君より左の通被仰渡候、

御加番中御物頭取扱被仰付候、依之御頭組の者被

成御願候、

一 同月四日、御先番水野日向守様と御交代被為濟、麦

屋御屋敷へ被遊御着坐候、某并木下弥八郎・舟木靖

共君御小屋へ加宿致候、

一 同月九日、御用番舟木靖共君より当分の内御小納戸

御膳番心得被仰付候旨被仰渡候、

一 大目附より右に付、谷口藤太夫・中江総右衛門申談

相勤候様并御人少に付、金二両の勤方被仰付候旨通

達有之候、

一 十一月八日、東叅藤沢先生初て御請待に相成、於□

講義有之候、

先生名甫、字元発、小字昌藏

壬子嘉永五年 某二十歳

一 五月二日、御用番舟木靖共君より如左被仰渡候、

当秋御交代(大坂城加番交替)済の上帰発被仰付候、依之近格の御手

当路料被下候、

一 同月(六)二十五日、取次人伊藤善藏を以て左の願書差出

候、

奉願口上覚

谷口十郎左衛門殿次女私妻に可致旨内約仕候、不

苦義に御坐候はば以御蔭追て引取婚姻相整申度、

此段奉願候、宜御指図可被成下候、以上

年 月 日 姓名兩判

御用席連名宛

一 七月二日婚姻願の通被任望候、

一 同月二十六日取次人前波短輔を以て左の願書差出候  
処、同月晦日被任望候、

口上覚

私義年来藤沢先生へ入塾修業仕度存念に御坐候へ  
共、遠方の義不任心底罷在候、然処幸此度帰発被  
仰付に付、御交代後入塾仕度奉存候、依之近頃自  
由ヶ間敷奉恐入候へ共、二十日の御暇被下置候様  
仕度、此段奉願候、右願の通被任望被下置候はば  
以御蔭寛々修業可仕、難有仕合奉存候、此段宜御  
演説被下度頼存候、以上

一 八月七日、御後番<sup>氏良、美禰、大垣新巴</sup>戸田淡路守様と御交代被為濟、江

戸へ被遊御発駕候、八月二十日御着府、某義即日藤

沢先生泊園塾に寄寓致候、

一 同月九日、古島武輔帰発致候に付、左の願書相託候、

口上覚

私義今般藤沢先生へ入塾の義奉願候処、被任望重  
畳難有仕合奉存候、然処先頃より脚氣の症差起難  
波仕候に付、緒方洪庵と申医師へ診察相頼候<sup>不</sup>候、  
取敢服薬治療仕可然旨申聞当惑心配仕候、依之重  
々自由箇間敷奉恐入候へ共、願日数の外に十日の  
御暇被下置候様仕度此段奉願候、相願の通被任望  
被下置候はば以御蔭寛々治療可仕難有仕合奉存候、  
尤願日数の内にも全快仕候はば罷帰可申と奉存候、  
右等の趣宜御演説被下度頼存候、以上

月 日 姓名

取次人宛

一 古島武輔より右願書八月十三日於豊岡御用番へ進達

致候処、十四日願の通被任望候旨申越候、



一 九月八日大坂発足、十一日帰着致候、

一 同月二十三日、婚姻の御礼申上、(君公)坂本弥三左衛門方

被受込候、

一 十月十八日、君公御義於江戸島津淡路守様御妹女様(忠寛、日向・佐土原)

御引取御婚姻被為濟候、

一 十一月七日、君公二度目御在邑として江戸御発駕、

東海道御通行二十三日被遊御在着候、

一 十二月二日、御用番谷口十郎左衛門方より御人少に

て当分御小納戸御膳番心得被仰付候旨被申渡候、

一 同月二十八日、御用番谷口十郎左衛門方より左の通

被申渡御礼申上候、

来春御参勤の節御供勤番被仰付候、依之近格の御

手当路料被下候、

癸丑嘉永六年 某二十一歳

一 二月朔日、御参勤御道中大押差支の節御用人心得、(おおささ)

御人少に付御使者御取次心得被仰付候旨、大押坂本

弥三左衛門方被申渡候、

一 三月十五日、君公御発駕、木曾路御通行、四月二日

御着府被遊、某御供着府致候、某井木下弥八郎義舟

木靖共君御小屋へ加宿致候、

一 五月、息軒安井先生へ入門致候、先生名衡、字仲平、

亦以為通称、日向飢肥伊東侯の藩士、

一 六月初旬、北亞墨利加船浦賀へ航来、郡下騷擾致候、

一 八月十七日御用番より左の通被申渡候、

御自分義近海為御警衛御人数被差出候節出張、御

物頭被仰付候、大切の御場所柄にて尚更可被遂精

勤候、

一 同月二十五日、右御手当として金二両二分被下候、

甲寅安政元年 某二十二歳

一 同月、(正月)墨夷(采邑)船航来致候、(二五二ページ参照)

一 三月十三日、御道中大押差支の節御用人心得、御人

少に付御使者御取次并京都御使者被仰付候旨、大押

舟木靖共君被仰渡候、

一 四月二十八日、君公三度目御在邑として江戸御発駕、

東海道御通行、五月十五日被遊御在着候、某義御供

歸宅致候、

一 十二月二十五日、来春御參勤の節御供勤番被仰付候、

依之近格の御手当路料被下候旨、御用番谷口十郎左

衛門方被申渡、御礼申上候、

乙卯安政二年 某二十三歳

一 二月二日御道中大押差支の節御用人心得并御人少に

付御使者御取次心得被仰付候旨、大押木下勘兵衛方

被申渡候、

一 三月十日、為御參勤御発駕、木曾路御通行、同月二

十七日被遊御着府、某御供着府致候、

一 同日、今度本所御蔵火の御番被為蒙仰候、依之非常

出火の節御用人心得、御物頭方にて出張被仰付候、

御場所柄の義入念可被相勤候、右に付御手当被下候

旨御用番被申渡御礼申上候、但為御手当金二兩三分

被下候、

一 六月六日前夕、御用召に付罷出候処、御用番木下勘

兵衛方より左の通被申渡御礼申上候、

御自分義無滞被相勤候に付、御礼席同列上坐に被

仰付、御側御用人役見習并外伺奉札連名諸士御門

切手取扱被仰付候、尚更入念に可被相勤候、

一 十月二日、江戸地大震、死傷数万人有之候、此時水

府の忠臣戸田忠太夫・藤田誠之進庄死致候、

藤田先生名彪、字斌卿、号東湖、小字誠之進、始称

虎之助、

一 十二月六日前夕、御用召に付罷出候処、於御前無滞

相勤候に付御側御用人役へ昇進、表御用人兼帯被仰

付、御受御礼申上於御用席尚更御礼申上候、

一 御用番木下勘兵衛方より唯今於御前被仰出候趣に付、

為御役料八木十五俵被下之候并若党一人御渡被成下

候、旨被申達御礼相述べ候、

一 同月十四日、御用人役誓詞致候、

一 同月十五日、於奥御坐敷昇進の御礼申上被為受候、

干鯛一折献上致候、

一 奥方様・成桂院様へも以御時、御礼申上候、

丙辰安政三年 某二十四歳

一 二月二日、於御前当度御在処への御暇被為蒙仰候は

ば、御供婦発被仰付候旨被仰出、御礼申上於御用席

尚更御礼申上候、

一 四月三日、御用番より左の通被申達候、

西洋流調練御老中様方御見置有之候趣、(頼之上野沼  
土岐丹波  
山城)

(巴)守様より御頼、無御抛御次第も有之候に付、御自

(高厚)分義御在邑の節御供被差免候、尚御見置相済次第

早々帰発可被致候、

一 去る朔日御登城被遊候節、殿中にて大目付土岐丹波

守様より御直談の趣有之、依之今三日御挨拶、御使

者御留守居儀具喜馬太相勤、左の御口上控持參致候、

薄暑の砌、愈無御障珍重存候、将又今度勝麟太郎(海  
地)

様御門弟西洋流調練御老中様方御見置も御坐候趣、

然処当時麟太郎様御留守中の義家来猪子左家太在

邑の節被召連候ては御差支にも相成候趣、去る朔

日於 (高厚)殿中御名へ御示談、彼は無御抛次第に付、

此度被指残候、其砌被申述候通、同人未熟の上若

輩者重立取扱被仰付候処如何可有之哉、深被致心

配、何分宜御指図被下候様御頼被申候、尤於在所

も同人へ被申付稽古為致度心組に御坐候間、御見

置無御滞相済候はば早々帰発被申付度舎に御坐候

間、此段兼て御承知被下候様御頼旁御使者被申述

候、

一 五月四日、君公四度目御在邑として江戸御発駕、東

海道御通行、同月十九日御在着被遊候、

一 (十一月)同月十六日、於嵐山洋法練兵閣老方御覽有之、阿部

伊勢守様・内藤紀伊守様其外諸有司方御出張、某義

第三援隊竜司令致候、<sup>(カ)</sup>

一 同月十八日江戸発足、東海道旅行、十二月四日帰郷

致候、

一 同日夕七時、御用番木下勘兵衛方より以剪紙御用有<sup>(十二月五日)</sup>

之候間唯今出席致候様被申達候処、不快に付名代人

伊藤善藏差出候、

一 某名代

伊藤善藏へ

御自分義 思召有之候に付、御役義被召放御番頭

格に被仰付不勤被仰付候、急度相慎可被罷在候、

右の通御用番被申渡候、

一 御用番宅へ罷出、差控無滞被差免難有仕合奉存候旨

御礼申上、尚又大目付宅へ罷越御咎被仰出候処、無

滞被差免難有仕合奉存候、右に付尚又自分に差控相

窺候旨申述候処、追て不及其義旨通達有之、御礼相

述候、

丁巳安政四年 某二十五歳

一 正月十一日、御用番木下勘兵衛方より左の通被申渡

御礼相述候、

昨年於江戸表、西洋調練御老中様方始御見置無滞

被相勤御外間にも相成、一段の事に思召候、依之

御賞美の御意被仰出、白銀五枚被下候、且已後西

洋砲取立被仰付候、

一 三月二十日、君公為御参勤御発駕、木曾路御通行、

四月七日被遊御着府候、

一 四月二十八日、鍛冶橋御門番久留島信濃守様御代被

為蒙仰候、

一 七月十六日、取次人国富寅五郎を以て左の願書差出

候、

口上覚

私義 幼年より稽古堂へ入学仕、以御蔭修業仕、

其後勤番等被仰付候、已来も心掛罷在候へ共、可

然仁無御座、其儘打過罷在候、然処當時於京都牧

善助と申者高名兼々承候に付、何卒入塾修業仕度

奉存候、依之近頃自由ケ間敷奉恐入候へ共、一兩

年御暇被下置候様仕度此段奉願候、右願の通被任

望被下置候はば以御蔭修業可仕、難有仕合奉存候、

右等の趣宜御演説被下度頼存候、已上

一 九月七日、願の通被任望候、

一 同月二十三日、大目附へ左の伺書差出候処、伺の通

被任望候、

口上覚

私義今般為修業他行仕度段奉願候処被任望難有仕

合奉存候、然処牧善助義先頃より不快罷在、急に

快復の見通も無御坐、教授仕兼候趣申越、当惑至

極仕候、依之重々自由箇間敷奉恐入候へ共大坂表

藤沢先生へ入塾仕度奉存候、此段奉伺候、已上

一 同月晦、取次人河本筑右衛門を以て左の願書差出候、

口上覚

私義伊勢両宮へ宿願の義御坐候へ共、時節無之打

過罷在候処、今般為修業他行奉願、究竟の折柄に

付罷出掛候右両宮へ参詣仕度、此段奉願候、御願

の通被任望被下置候はば以御蔭参詣可仕、難有仕

合奉存候、右等の趣宜御演説被下度頼存候、已上

一 十月朔、願の通被任望候、

一 同月二日発足、勢州へ参詣、夫より大坂泊園塾へ寄

寓致候、

戊午安政五年 某二十六歳

一 五月二十四日、君公五度目御在邑として江戸御発駕、

東海道御通行、六月十二日被遊御在着候、

一 六月二十四日午上刻、於江戸君夫人御安産、世子六

丸様被遊御誕生候、

一 八月十五日大坂発足、播州の名所旧跡相探、同月二

十日帰郷致候、

近 一 同日、取次人伊藤善藏を以て左の願書差出候、

奉願口上覚

松平伯耆守様御家来有本庄之進と申者の姉、私養

妹に仕、石東一学殿後妻に可差遣旨内約仕候、不

苦義に御坐候はば以御蔭差遣婚姻為相整申度、此

段奉願候、宜御指図可被成下候、已上

年月 日

姓名両判

御用席連名宛

己未安政六年 某二十七歳

一 正月十一日、惣御用番石東一学方より如左被申渡御

礼申上候、

御自分義勤仕被仰付、学校奉行学長兼帯稽古堂総

御取締被仰付候、入念に可被相勤候、

一 三月、御参勤として御発駕、木曾路御通行、

庚申万延元年 某二十八歳

一 正月二十五日前夕、御用召に付罷出候処、御用番堀

四郎右衛門方より左の通被申達、御礼申上候、

御自分義無滞被相勤候に付、御用人役被仰付、当

分学校奉行後見学長加心被仰付候、且右に付若党

一人御渡被成下候、

一 二月二十三日、御用人役誓詞致候、

一 三月二日、殿様・若殿様へ干鯛一折宛献上、昇進の

御礼申上、御用番堀四郎右衛門方被受込候、奥方様

・成桂院様へは奥家老迄以呈札御礼申上候、

一 三月三日朝、江戸桜田門外に於て水戸脱藩の浪士大

関和七郎始十七人御大老(非伊)彦根侯義及殺害候、

一 四月四日晝丑上刻、止戈之助出生致候、右に付産穢

相憚出席懈(八日まで)怠致候、

一 四月二十二日、御老中内藤紀伊守様より御家来御呼

出にて水府公御家来大関和七郎御吟味中御家来へ御

預の旨御達有之、同月二十四日町御奉行池田播磨守

様御組与力より引渡有之候に付、御手当伺御指図被

遊度旨追々御願、御参勤の御時節迄御滞府被遊候、

辛酉文久元年 某二十九歳

一 三月四日巳下刻、世子六丸様御逝去被遊候、御謚晴

雲院殿、

一 三月八日、御用番堀四郎右衛門方より如左被申達候、

御自分義出府勤番被仰付候、用意次第発足可被致

候、依之近格の御手当路料被下候、

一 同月晦日発足、東海道旅行致、四月十四日着府致候、

一番小屋へ石束一学方と同居致、其後二番小屋へ引

移候、

一 七月二十六日、大関和七郎義町御奉行黒川備中守様

御組与力へ御引渡相成、即日死罪被仰付候、

一 九月十日前夕、御用召に付出席致候処、於御前無滞

相勤候に付知高三十石御加増、中老役へ昇進、御勝

手御物主兼帯被仰付候旨被仰出、御受御礼申上、於

御用席尚更御礼申上候、

一 御用番西山久左衛門方より唯今於御前被仰出候御加

増の分御借米外並の通被仰付候、且已後御用番申談

可被相勤候并御人少に付当分御用人の方も可被相心

得候、尤奉札連名に不及旨被申達候、

一 九月二十日、中老役誓詞致候、

一 同月二十八日、於御居間干鯛一折献上、昇進の御礼

申上、被為受候、其節御判物被下置候、御礼も申上、

於御用席右両様尚更御礼申上候、

一 十一月七日、於御前御人配に付帰発被仰付、御礼申

上、於御用席尚更御礼申上候、

一 御用番西山久左衛門方より唯今於御前被仰出候御次

第に付、近格の御手当路料被下候、別段諸色高直に

付些少の御心付被下候段被申達御礼相述候、

一 同月二十日、江戸発足、東海道旅行、十二月五日帰

郷致候、

壬戌文久二年 某三十歳

一 翌六日、取次人石束松太郎を以て左の願書差出候、

奉願口上覚

私妹(八百)義舟木多宮妻に可差遣旨内約仕候、不苦候は

ば以御蔭差遣婚姻為相整申度、此段奉願宜被仰渡

可被下候、已上

年月日

姓名両判

堀四郎右衛門方・勝田左次兵衛方宛

一 同月十七日、願の通被任勝手候、

一 五月二十日、君公六度目御在邑として江戸御(四日)発駕、

東海道御旅行、同月二十日御在着被遊候、

一 閏八月二十二日、幕府より諸侯方御參勤割御猶子并

御奥向御国邑へ御引取相成不苦候旨被仰出候、

一 同月二十三日、於御前急御用向に付立帰、出府被仰

付御礼申上、於御用席尚更御礼申上候、

一 九月八日、妹八百義縁家へ差遣婚姻為相整候、右に

付堀四郎右衛門方宅へ罷越御礼御届、以口上書申達  
并に改て御礼申度旨以書取申達候、

一 十月五日、来る七日発足、日限相窺候処何の通被仰

出候、

一 同月七日、御勘定頭伊藤善藏・兵所役竹島惣太夫・

竹島半藏召連、谷口藤太夫方同道発足致、東海道旅

行、同月二十一日着府、御物見へ滞留致候、

一 同月二十三日、御用番西山久左衛門方より左の通被

申達候、

此度上々様御在処へ御引移に付、御道中御供大押

役被仰付候、依之近格の御手当被下候、

一 十一月二十三日、奥方様・成桂院様江戸御発興、東

海道御通行、十二月十五日御着興(豊岡)被遊、某御供帰着

致候、

一 十二月二十二日、於御前今度両御奥引移に付大押役

被仰付、此度の義は御格合も無御坐義取調向心配多



の処、御省略筋等引受、尽粉骨宜及指図、万端御都合能相濟、御安堵の御義大義に思召候、依之御目錄の通被下候旨被仰出御礼申上、於御用席尚更御礼申上候、但葉綿五把拝領致候、

癸亥文久三年 某三十一歳

一 正月十七日、当国海岸巡見として出張、同月二十五

日罷帰候、

一 二月二十二日、石束一学方後妻に差遣候養妹チカ死

去致候、諡瑞光院、

一 六月朔晝寅刻、(後、冲野忠雄妻)ふで出生致候、依之産穢相憚(三日まで)出席解

怠致候、

一 八月二十五日、丹後久美御代官齋藤六蔵殿より左の  
通被仰越候、

一 筆致啓上候、然ば同役鈴木源内詰合罷在候和州

五条陣屋へ去る十七日夜、公卿方の内頭取浪人体

の者百四五十人程押入、同人始手附手代及殺害、

外御料処陣屋へも追々同様の及処置候由の風聞有

之の趣、大坂用達共より為心得注進申越候、就て

は見越の義には候へ共、此上右党の内散乱致、何

様の狼藉に可及も難測、急変に臨御掛合方も出来

兼候間、兼て此段御心得被置、万一の次第被及御

間候はば迅速御人数御差出御坐候様存候、尤右の

趣江戸御勘定所へも御届申上置候、此段御達申候、

已上

齋藤六蔵

月日  
御名殿(高厚)

御役人中

一 右に付、堀四郎右衛門方并某連名の御受書差出候、

一 同月二十七日初更、齋藤六蔵殿より左の御書面到来

致候に付、兩人連名の御受書差出候、

一 筆致啓上候、然ば先般御人数御差出方の義及御

掛合御承知有之候処、追々如何の風聞も相聞、人

数少、且武具兵器手薄、何分防禦手当難行届、火  
急に臨、御掛合に及候ては掛隔、間に合兼、急変  
も難測候間、兼て御手当有之候御人数の内早々当  
陣屋へ御差向置有之候様致度存候、已上

齋藤六藏

<sup>(高厚)</sup>  
御名殿

御役人中

尚本文の趣、松平伯耆守・仙石讚岐守・京極主膳正  
へも掛合に及置候義に有之候、已上

一 同日夜半、備頭勝田左次兵衛方御人数相帥出陣被致  
候、

一 九月三日、御人数久美(兵)より引取候、

一 十月四日、某疫疾に付、出席懈怠致候、

一 同月十三日、早朝去る十一日生野表へ京師脱走の沢  
主水正殿を将として浪士数十人相集、不容易企有之

候旨進申出候、

一 同日仙石侯老衆より以飛札、生野表にて浪士及乱暴  
候趣に付即刻御人数被差出、依ては尚可被仰進義も  
可有御坐候へ共、先御按内被仰越候旨申来、

一 無程、仙石侯老衆より以急報、生野表追々不容易事  
情推移候に付、此方様よりも御人数被差出候様御通  
達可有之旨、生野より急報到来の趣申来、

一 十月十四日朝、一番手被差出候、

一 同日夜、仙石侯老衆より生野浪士追々退散致候由申  
来、

一 同月十五日晝、二番手九日市村御界迄被差出候、

一 同日、一番手行軍途中於網場(村)因州浪士竹島直記・  
東久太郎擲捕致、爰許へ差越候、竹島直記義実は筑  
前福岡脱藩の浪士・平野次郎、東久太郎は因州の浪  
士横田友次郎と申者の趣、

一 同月二十七日、一番手引取候、尤仙石侯より御願に  
付、竹田へ御人数の内少々相残候、

一十一月十八日、残御人数引取候、

一 同月二十一日、於御前非常の節一番手士大将にて出張被仰付候、

甲子元治元年 某三十二歳

一 六月十二日、於御前当冬為御参勤の節御朝覲被遊候御舍に付、控御用掛被仰付候、

一 七月三日、大坂御用達尾張屋七兵衛より、御城代松平伊豆守様より六月二十九日の御達書差越候、

(高厚)  
御名家来へ

松平大膳大夫家来多人数不容易行粧にて致上京候

に付ては事情難測候間、当地為御警衛相応の人数早々出張候様可被致事、

一 同月四日、勝田左次兵衛方二番手御人数被相率出陣被致候、

但、一番手・二番手交番に出陣候様兼て被仰出、此度は二番手の順番に相成居候事、

一 同月十日夕、大坂より着便、去る七日全軍大坂へ着

到、翌八日町御奉行松平大隅守様より天満東照宮御宮御警衛被仰付候旨御達有之候趣申来、

一 同月二十一日、去る十九日京師へ長州人乱入、戦争に及候趣風聞有之、

一 同日、大坂より十九日発の急報相達候処、十八日夜城代様より左の通御達に付、十九日西ノ宮へ出張の趣申来、

(高厚)  
御名家来へ

此程相達置候建国寺御宮御固御免、山崎街道西ノ宮辺御警衛可被心得候、右は長藩亡命の徒取押方御処置の科可有之候に付、唯今より非常の心得を以て右場所へ早々人数差出置、其期相至候はば討取方奮励可被致候事、

一 同月二十四日夜、於御前急御用向に付西ノ宮へ出張被仰付候、

世 近

一 同月二十五日曉、津山多仲召連早打にて発足、丹波

柏原へ投宿、二十六日黄昏西ノ宮へ到着致候、

一 同月二十九日払曉、西ノ宮発足、山崎街道通行、芥

川駅に投宿、晦日芥川を発し八幡へ宿し二日京都発足、五日帰郷致候、

一 九月朔日、於江戸御老中諏訪因幡守様より諸侯方へ

如左被仰渡候、

万石以上の面々交替寄合参勤の割御猶予被成下候

旨、去々戌年被仰出候処、深思召も被為在候に付、

向後は前々御定の割合に相心得、参勤交代可有之

旨被仰出候、

万石以上の面々并交替寄合嫡子在国在邑且妻子国

邑へ引取候共可為勝手次第旨、去々戌年被仰出、

銘々国邑へ引取候面々も有之処、此度御親発も被

遊候に付ては深思召も被為在候に付、前々の通相

心得、(江戶)当地へ呼寄候様可致旨被仰出候、

一 十一月十一日、池田先生初て御請待相成候、

先生名緯、字子敬、小字禎藏、号草庵、

一 十二月九日、大目付滝川播磨守様御目付織田市蔵様

より去る六日大津駅より被差出候御剪紙相達、

(武田掛雲斎)野州辺脱走の賊徒共信州路問道等通行京坂或は長

州等へ可罷越哉も難測候に付(中略)領分口々等

嚴重に被相備、賊徒入込候はば無二念打掛鑿殺致

候様、可心得旨中納言殿被仰聞候間、此段申達候、

以上

織田市蔵

滝川播磨守

(高厚)御名殿 重役中

一 右に付、堀四郎右衛門方并某連名の御受書指出候、

一 同月十一日、於御前来年頭御年男被仰付候、

一 同月二十七日、堀四郎右衛門方より当秋急御用向に

付西宮へ出張被仰付大義思召候、依之御賞美の御意

被仰出、御目録の通被下候段被申達、御礼相述候、

但葉綿四把拝領致候、

乙丑慶応元年 某三十三歳

一 正月元日、滝川播磨守様より旧臘二十六日被差出候

御剪紙相達、堀四郎右衛門方并某連名の御受書差出

候、

賊徒共何れへ脱走可致も難計候に付、領分口々敵

重守備候様最前相達置候処、此度降伏、加賀中納

言家来へ御預相成候に付、先前の通相心得候様可

相達旨、一橋中納言殿被仰聞候依、之申達候、已上

滝川播磨守

(高厚)  
御名殿

重役中

一同月十六日、於御前御朝覲前為御先用上京仰付、御

参内の節天盃受取役、爰許へ天盃被差下候節守護被

仰付候、大節の御役義入念可相勤旨被仰出、御受御

礼申上、於御用席尚更御礼申上候、

一 二月二十二日、古島武輔召連発足、二十五日京師へ

到着、大宮通三条上ル処近江屋喜兵衛と申逆旅に寄

寓致、後大宮通御池上ル処若狭屋八兵衛宅へ引移候、

一 三月四日、君公御参勤として御発駕、八日京師へ御

着、若狭屋八兵衛宅へ御滞留被遊候、

一 同月十二日、御朝覲被為拝龍顔、天盃御頂戴被遊、

十三日京師御発駕、東海道御通行、二十七日被遊御

着府候、

一 同月十六日、御勝手御用向に付古島武輔召連下坂、

大川町北側長浜屋治兵衛と申客舎へ逗留致候、

一 同月二十日大坂発足、天盃守護致二十四日帰着致候、

一 四月二十七日卯上刻、奥方様御安産、光姫様被遊御

誕生候、

一 五月五日、堀四郎右衛門方より如左被申達御礼申上

候、

御朝覬御用掛被仰付候に付ては初の御義故、調伺  
不容易候処、尽粉骨宜及指図万端御都合能為濟、

且天盃守護無滞相勤御安堵の御義大義思召候、依  
之御賞美の御意被仰出御目録の通被下候、但御上

下一具・葉綿七把拝領致候、

一 八月三日、成桂院様八半時の御供揃にて某宅へ被為

成、夜九時益御機嫌能被遊御帰坐候、

一 八月十日、成桂院様江戸へ御引越として御発輿被遊、

東海道御通行、同月二十七日御着府被遊候、

3 「豊岡藩(県)庁日記」(抜書) 舟木直光氏蔵

豊岡藩庁日記明治四年辛未

(二月分日記欠)

二月三日癸亥

○ 亀山藩我管内九日市文七子源蔵ヲ護送ス、蓋 亀山  
管内ニ在リ罪ヲ犯ス也、

○ 徳島藩我管内京口町岩井屋総七女す櫓ナル者ヲ護送ス、  
是ヨリ先キ父母ニ從ヒ觀音ヲ巡拝ス、既ニシテ母ヲ  
失ヒ父又没シ、行旅ニ堪ヘサルヲ以テ也、時年十三

歳ト云、

二月五日乙丑

○ 圻者サツシノ雇値ヲ増ス、一人一日札十二匁、

二月七日丁卯

○ 知事公ト世子親ラ稽古堂ニ莅イミ、孔子ニ積奠ス、大  
参事・権大参事・少参事・監察掛少属及教官・諸生  
皆至ル、世子親ヲ献薦ス、齋郎之ヲ助ク、礼畢テ教官  
以下ニ赤飯ヲ賜フ、小学校生徒モ亦参拝ス、

○ 庁事掛大属岡毅・少属久保田周助、来迎寺ニ莅ミ、  
市中戸籍ヲ檢視ス、畢リテ後、戸口ノ数如左、

戸 合八百家